

外国人創業人材受入促進事業と外国人起業活動促進事業（新しい制度）の主な要件比較

	外国人創業人材受入促進事業	外国人起業活動促進事業
関係法令	国家戦略特別区域法第16条の6	外国人起業活動促進事業に関する告示
概要	国家戦略特別区域内において、 地方自治体が一定の要件を確認した外国人起業家に、 最長6か月の入国・在留を認める制度。	全国において、 告示に沿って地方公共団体や民間事業者から起業支援を受け る外国人起業家に、最長2年の入国・在留を認める制度。
在留資格	経営・管理	特定活動（告示第44号）
在留期間	6か月以内	2年以内 ※当初決定する在留期間は「1年」又は「6か月」。 （入国1年後に、更新手続きが必要。 更新時の付与期間は「6か月」）
必要な見込み 基準	以下を入国後6か月以内に満たす見込み ①2人以上の常勤の職員又は資本金500万円以上 ②事業所（※）が東京都内に存在すること。 ※単一の経営主体が、一定の場所を占めて、 継続的に事業を行っていることが必要。	以下を入国後1年以内に満たす見込み （最長2年まで更新可能） ①2人以上の常勤の職員又は資本金500万円以上 ②事業所（※）が東京都内に存在すること。 ※単一の経営主体が、一定の場所を占めて、 継続的に事業を行っていることが必要。
本人要件	6か月以内に創業見込み	以下の事項のうち、いずれかを満たす者 ①大卒等（本邦の専門士・高度専門士含む） ②関連業務に3年以上従事 ③関連事業経営又は管理に1年以上従事 ④6か月以内に起業見込み
実施状況の 確認・報告等	少なくとも2月に1回、外国人と面談を行い、事業状況 その他創業計画の進捗等を確認。	少なくとも1月に1回、外国人起業家と面接を行い、 起業準備活動の進捗や支援実績等を確認。